

資料1-P 関連する許認可・法令の写し  
資料1-P(1) 保安林間伐届出書



20高須林第 439号  
平成20年12月17日

高岡郡檜原町榑原1444-1  
榑原町長中越武義 様

高知県須崎林業事務所長

保安林(保安施設地区)内間伐届出書について

平成20年12月17日付けで届出のありました下記の件については、受理しました。

保安林(保安施設地区)の指定の目的： 記  
土砂の流出の防備

森林の所在場所					伐採樹種	伐採をしようとする立木の年齢	間伐立木材積	伐採箇所の面積	間伐方法	伐採の間	森林施業計画の有無	備考
市郡	町村	大字	字	地番								
高岡郡	榑原町	東向		401	スギ	50	312.78 m <sup>3</sup>	2.5200 ha	単木	平成20年1月6日 ～ 平成21年3月31日	有	2等地
"	"	"		"	ヒノキ	36	212.01	3.7000	単木	平成20年1月6日 ～ 平成21年3月31日	有	3等地
"	"	"		402	ヒノキ	39	520.20	8.5000	単木	平成20年1月6日 ～ 平成21年3月31日	有	3等地
計							1044.99 m <sup>3</sup>	14.7200 ha				

※ 伐採終了後は保安林内択伐(間伐)終了届出書(別紙様式16)を提出してください。

資料 1-P(2) 保安林間伐届出書に関する法令の写し<森林法（抄）>

森林法（昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号）（抄）

（保安林における間伐の届出等）

第三十四条の三 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする者は、第三十四条第一項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、間伐立木材積、間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。

- 2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による間伐の届出について準用する。この場合において、同条第二項中「伐採立木材積又は伐採方法」とあるのは、「間伐立木材積又は間伐方法」と読み替えるものとする。